

第四十三回国
参議院大蔵委員会會議録

第二十四号

昭和三十八年三月三十日(土曜日)

午後二時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

丸茂 重貞
西田 信一

補欠選任

日高 広為君
沢田 一精君

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君
理事 柴田 榮君
西川 甚五郎君
柴谷 要君
渋谷 邦彦君

委員

太田 正孝君
川野 三曉君
後藤 義隆君
沢田 一精君
高橋 衛君
津島 壽一君
日高 広為君
松野 孝一君
佐野 芳雄君
永岡 光治君
野々山 一三君
大竹平八郎君
鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官 池田 清志君
大蔵省関税局長 稲田 耕作君
大蔵省理財局長 稲益 繁君
農林省園芸局長 富谷 彰介君

食糧庁長官 大沢 融君
事務局長 坂入長太郎君
常任委員 会専門員

説明員

外務省経済局 宮崎 弘道君
国際機関課長 通産産業省 宮本 惇君
通商局次長

本日の会議に付した案件

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外貨公債の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。丸茂重貞君、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として日高広為君、沢田一精君が選任されました。

○委員長(佐野廣君) 関税定率法等の一部を改正する法律案及び外貨公債の発行に関する法律案の二案を一括議題とし、両案の質疑を行います。

○委員(佐野廣君) 御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 貿易自由化との関連についてちょっとお尋ねをいたします。貿易自由化の推進が今後わが国の産業、経済界に及ぼす影響は深刻なものがあ

き上げの見通しと、これに対応する国内整備の方策をどのように構想を持っておられるか、これをまず最初にお尋ねをいたします。

○説明員(宮本惇君) 御承知のように、本年の二月IMF八条国移行勧告が出まして、それに対応しまして、ガットのほうは十一国になったわけ

でございまして、十一国になりました。御承知のように、ガット規約上はいわゆるウェーバーというものをとらない限りは輸入の制限ができないとい

うことになるわけでございまして、そういう意味におきまして、これからは日本といしましてはやはり自由化とい

うことが義務になって参るわけでございまして、もちろん、現在各国におき

ましてそれぞれ完全に自由化をしてい

るわけではございませんが、いずれにいたしまして、これから義務として

の自由化ということになって参るわけ

でございます。そこで、政府といた

しましては、御承知のように、現在残っております残存ネガ・リストの品

目がブラッセルの関税分類表で二百五

十四品目あったわけでありますが、こ

の四月一日から二十五品目減らしまし

て二百二十九品目になるはずでござい

ます。もちろん、その前提といたしま

して、本日御審議の関税定率法により

まして関税を上げること前提に自由

化を踏み切ったものもあるわけでござ

います。と、とにかく四月一日から二

百二十九品目減るわけでございませ

う。これから先、しからばどういふ

に進めていくかということございま

すが、御承知のように、わが国といた

しましては、日本の最も得意とする輸

出品品が先進国におきまして相当な差

別待遇を受けているわけでございま

す。したがって、今後はそういう

先進国との交渉の見合いにおきまし

て、逐次自由化を進めていくより仕

方がないわけでございまして、今までの

ような貿易自由化促進計画というよう

なものを先に作ってやるのではなく

て、相手の出方を見ながらやってい

く。もちろん、そうは言っても、やは

りたいたいまお話のございました、こ

れからの自由化と申しますと、非常に

むずかしいものが多く残っているわけ

でございます。これに対していろいろ

の方策を講じて、しかも外国の出

方を見ながら自由化を進めていくとい

うことで、今後の方針を今ここでどう

いう順序であるということ、これは政府としてもまだきまつておられない段

階で、これから大いにやっていく。

したがって、これに対しましては

内産業の整備対策ということになるわ

けでございます。これは通産省物資

あるいは農林省物資によつていろいろ

違ふと思いますが、やはりたとえ

る場合には関税をある程度上げると

か、あるいはたとえ非鉄金属の場合

は探鉱事業団というようなものを作

てできるだけ育成をする、あるいは

たとえば大型の機械のようなものにつ

きましてはいわゆる延べ払い資金とい

うようなことも考えながら、あるいは

差し引きましたものを分母といたしまして、そうして個々の品目のその年の輸入額を分子において出したものがパーセントでございます。したがって、当時輸入を非常に極端に制限した、あるいはゼロというようなものは、幾ら自由化してもパーセントには寄与いたしません。したがって、現在の輸入構造と当時の輸入構造が必ずしも一致しておりませんので、これから先はパーセントというものはあまり意味がなくなると思いますが、まあ残りまして大きなパーセントと申しますと、やはり砂糖あたりがまあ三%以上でございますか、それから大きなものといましては、原油が一番大きかったわけでございますが、原油はこれは自由化いたしました、残りまして石油製品、重油その他揮発油、それが約二%弱でございます、それから石炭がやはりそのくらいであると思いがすが、パーセントといたしましては、そのくらいが大きいものでございまして、あとはもうどこまでいけば、もうたしまして九〇%までいけば、もうよその国に対して何ら目をとることはないのでございまして、そういう意味で、むしろこれからは品目の数あるいはその個々の品目が問題になるというところでございまして。

○大竹平八郎君 いま一点お尋ねいたしますが、そうすると、三十八年四月一日現在として、品目としては幾つ残りますか。

○説明員(宮本博君) 新聞にも出たわけでございますが、今月末までで二百五十四品目残っておりますが、四月一日から二十五品目自由化——自由

化と申しますか、自動割当あるいは自動承認に移りますので、結局残りますといわれる残存ネガ・リストはブラッセルの分類表で二百二十九になります。二百二十九品目でございまして。

○柴谷要君 今回の改正案の中で、自由化するために提案されておるバナナとか銅地金とか、主要品目の改正処置、並びに本年四月一日から自由化が予想されておるにもかかわらず延期をしなければならなかった砂糖とかあるいは亜鉛等について、実情、自由化の時期について概略説明をお願いしたいと思います。

(理事柴田栄君退席、委員長着席)

○政府委員(大沢融君) 砂糖の自由化の問題ですが、これは私どもの考え方といたしましては、なるべく早い機会にということ、しかし、手放しに自由化したままですことは、国内の甘味資源作物に対する影響、あるいはまた国内で粗糖を精製される企業の方々にひどく打撃を与えるというようなことにもなりますので、国内の甘味資源につきましても、保護対策と申しますか、国内対策を一方に講ずる、また、外貨割当てをやります場合には、徐々に企業の合理化が進められるようにということ、関税割当制度を考へておるというふうなことで作業を進めて参っておりますが、先週ようやく国内対策としての甘味資源特別措置法というものを国会に提案いたしました、御審議を願うことになりましたが、もう一方、関税割当制度の問題は今後関税審議会等で御議論をいたして、これからやっ

ていかなければなりませんので、なるべく早い機会にこういうふうなことは、一時は四月というふうな説もござ

いまして、そういう手当をやった間違ひのないようなことにして自由化をしたいということにございまして、今申し上げたような措置をとりましてやっていく。多少時期がわかるというふうなことになるかと思ひます。

○説明員(宮本博君) 今砂糖のお話がございましてけれども、鉛、亜鉛につきまして簡単に申し上げますと、御承知のように、昨年の十月一日にやる予定で前回の関税改正で関税率を引き上げたわけでございまして、その後鉛及び亜鉛の国際市況が非常に悪く申しますか、過剰生産になりまして、鉛及び亜鉛の値段が急激に下がつてきたわけでございまして。この原因は、ソ連の安売りというアメリカのストックパイル方式ということによると思ひますが、い

ずれにいたしまして、そういうことで、この前御承知願ひました関税だけで自由化に踏み切りますと、国内の鉛、亜鉛の関係の産業が非常な影響を受けるということ、もうしばらく国際的な鉛、亜鉛の価格が安定するまで様子を見ておるわけでございまして。

いづつごろまでになるかということでございますが、現在、国連におきまして、鉛、亜鉛につきましていろいろ研究会を令してございまして、できれば将来商品協定を結んで、鉛、亜鉛の価格安定を期するという動きが出ておりますので、そちらのほうと見合ひながら、そういう時期が来れば自由化に踏み切る、こういうことにいたしたいと思ひます。

○柴谷要君 前段のバナナの問題は、あとから質問したいと思ひますから、次に移りたいと思ひます。ガット関税との関係についてちよつ

とお尋ねしたいと思ひますが、IMF八条の勧告に伴ひ、わが国は自動的に十一国になるということにございまして、今後ガットとの交渉においてどのような経過をたどることが予想されるのか。聞くところによりまして、西独あるいはイタリアでは、十一国になつても輸入制限を続けていたという話があつたので、わが国の場合でも同様な態度をとり得るのか、その点をひとつ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(宮崎弘道君) 先ほど宮本次長から申し上げましたように、四月一日に自由化が実施いたしますと、二百二十九の品目が残るわけでございまして、この中でガットの規定上ないものは日本がガット加入の際の議定書等によりまして自由化をすることが義務とせられていない品目がございまして。これはたとえば国防上必要な品目、鉄砲とか大砲のたぐいでございまして、そういうものと、あるいは公衆衛生上必要な品目、あるいは道徳問題、こういうふうな例外的に輸入制限を保持することが認められております品目がございまして。あるいは金銀のごときのものでございまして。これはガット二十条と二十一條にその規定がございまして。また、日本がガットに加入いたしますときの議定書によりまして、そのとき

に、そのとき以来日本の国内法で輸入を制限することを政府に対して強制しているような国内法がございまして、場合には、当該国内法に基づく輸入制限は続けてもよろしいということに相なっております。たとえば専売法に基づくたばこ等でございます。これらの品目が先ほどのブラッセルの四けたの分類

表で何品目になるかということに厳密にはいまだ申し上げられないわけにございまして。と申しますのは、それぞれにつきましてボーダーラインの場合があり得る。たとえば鉄砲、大砲は輸入制限を継続してよろしいが、空気銃はどうであるかといったように、その範囲が確定し得ない品目がございまして。これはガットといわず話をして確定するわけでございまして。かりにこのように輸入制限を続けてよろしい品目は、これは非常に数字でございまして、三十あつたと仮定いたしますと、二百二十九のうちさらに三十引きまして、二百六十の品目が、これがガット上自由化を要請せられておる品目になるわけでございまして。つまり、先ほどのお話のように、ウェーバーをとなればガット上、ガットの規定と向立しないところの輸入制限となるわけでございまして。これをガットの専門用語で残存輸入制限と申しております。これは建前から申しますと自由化しなければいけないわけでございまして、これを一挙に自由化したとしますと、国内経済上いろいろな混乱を生じたり問題がございまして、各国ともこれを一挙に自由化することは必ずしも行なっておりません。

そこで、個々の手続といたしましては、これらの残存輸入制限品目につきましてガットにウェーバーを申請いたしました、いわゆる義務免除を認めてもらうという方法もございまして。現にドイツ、ベルギー、あるいはルクセンブルグ、こういったような国はそれぞれウェーバーを申請いたしました、一定品目につきましてはウェーバーを認められた経緯がございまして。しかし、

その後ガットのウェーバーは、これらの国のウェーバーも失効いたしておりまして、現在ではこれらの国もウェーバーをやっております。

そういったと、残存輸入制限はしからば放置されているのかと申しまして、これはやはり本来ガットの規定と両立しない制限でございますから、これをそのまま放置していくわけには参らないわけでございます。しこうして、残存輸入制限を取り扱います手紙を、ガット上これは総会の決議で定めております。それによりますと、まず第一に、残存輸入制限の品目表をガットに提示しなければならぬ、そうしてこの品目表を見まして、ガットの他の加盟国が、自分の利益が害せられておられる場合には、当該国に對しまして協議を申し込むことが出来ます。これはガットの第二十二条にございます。この協議の申し入れがござい

ました場合には、当該国はこの協議の申し入れを受けて、そこで協議に入らなければならぬということに相なっております。この協議のやり方もいろいろございまして、そういう協議の過程を通じて、次第に自由化を行なっていくということが先例となっております。

先ほど申し上げましたように、ウェーバーをとる方法もございまして、今申し上げたように協議を重ねていくという方法もございまして、さしあたりまして日本はまだその段階までに参っておりませんので、ことしの二月のガット理事会におきまして、日本はガット第十二条を援用しないという意思の表明をいたしましたばかりでございますので、これから準備を進め、さらに内外の情勢をにらみ合はして、ガットの場でこの問題を論議していくというところになると思ひます。なお、先ほど御質問がございましたイタリアも大体そういう手続によりまして、残存輸入制限の問題をガットの場でなお討議している段階でございます。

○柴谷要君 そうしますと、自由化されない品目について残存輸入制限申請を今のところではする用意がないのか。また当分の間そういう用意をしないで、会議のほうに臨んで、日本の態度を明確にして、その上でやる、こういうこととございしますか。

○説明員(宮崎弘道君) 二月のガットの理事会におきまして、日本が国際收支を理由とする輸入制限を行なう意思がないということを通報いたしました。現在、現在のガットで定められております残存輸入制限に關しますいろいろな手続のどれかに従って今後の自由化を進めていく予定であるということも意思表示をいたしております。そこで、さしあたりましては、まず政府の部内で十分討議を重ねました後に、先ほど申しました三十品目が輸入制限を持続していい品目であるかどうか、日本側でよく検討を積みまして、しかる後に残存輸入制限品目の表をガットの事務局に提示することになっております。

この提示の時期はまだまだ特に明らかにしているわけではございませんで、準備が完了した次第これをガット事務局に提示する。その上で、今度はガットのほうであるいは関係国の一部が日本に對して協議を申し込んでくるかもしれないし、あるいはあるいはガットの理事会もしくは総会の席上で何らかガットとしての意思表示があるかもしれない。

それをにらみ合はせながら、なおこちらの国内事情も要すれば説明しながら、話を進めていく。他方、それと関係なしに国内では、できるものは、先ほど来お話がございしますように、自由化を実施していく。自由化の進捗が進めばガットの場ではかの国がいろいろ文句を言ってくることも少ない。かような関係になるわけでございします。

○柴谷要君 ちよつと外務省にもう一点だけお尋ねしておきますが、西独とイタリアでは、十一條国になりながら、かなり広範な輸入制限を行なっておるといふ話ですが、これはやはり正式にガット会議で各国の了解を得て残存輸入制限品目の中にきちつと盛り込んでそれをやってきた、こういう方式でございしますか、それとも一國的な立場に立つて輸入制限をきちつとこつとやってきたのですか、その成り行きをひとつお知らせ願ひたい。

○説明員(宮崎弘道君) 西独とイタリアの場合は、ちよつと異なつた形態になっております。西独の場合には、十一條国になりましてから、しばらくの間輸入制限を維持していたわけでございしますが、この場合に關係国からこれを自由化せよという要望が出現して、關係国が一國となりまして西独相手に、いわばこれをマルチテラテラルの交渉と申しますが、多数國間の交渉を行ないまして、その結果、今から約三年余り前に西独のほうでこれ以上自由化はできないという品目表を出しまして、ただしその品目の一部は何年何月に自由化する、一部は次の年に自由化する、という自由化計画と品目表を出しまして、そうしてその残されております品目につきましてガットのウェー

バーが与えられたという形になってたわけなんです。これはガットの二十五條に基づいてウェーバーが約三年余り前に与えられたわけでございします。しかしながら、そのウェーバーの規定に従ひまして西独は自由化すべきものは自由化をしていったわけでございしますが、このウェーバーの期限が昨年の秋切れまして、その際に西独はウェーバーの更新をガットに申請いたしました。したがうして、なお自由化されたい品目は自由化の先ほど申し上げました残存輸入制限となつて残っているわけでございします。

これに對しましてイタリアは、そういうような多数國間の協議という格好ではございしませんで、關係国の申し入れに應じて二國間で協議をするという方式を積み重ねて参つておるわけでございします。で、その結果、次第に自由化が進捗しているわけでございします。ウェーバーもいまだ申請いたしておりません。したがうして、イタリアの場合は十一條国に移行しまして以後も引き続き残存輸入制限を維持しております。先ほど申し上げました残存輸入制限の手続に従つて処理しております。かように相なつております。

○大竹平八郎君 閣下、外務省の方、今の問題に關連してお尋ねいたしますが、私はまあ限定して申し上げますが、ウェーバーを求めたもの、あるいは求めないものも入れて、西ドイツ、それからフランス、それからイタリアですね、これは相当、残存品目が残つておるはずなんですが、そこに数字はございせんか。三國でいいです。

○説明員(宮崎弘道君) 残存輸入制限の品目は、ほとんど毎年のように各国とも減らす方向にございします。で、正確な数字は現在持ち合わせがございせんが、西独の場合には大体九十程度、イタリアの場合には大体七十程度、フランスの場合には百あまりでございます。等が残つておるようでございします。ただ、これは品目の数は、御承知のように、ブラッセルの関税分類表をこれらの國が使つておるわけでございします。そのけた数なり、そのうちの一品目につきまして一部を自由化しているとか、いろいろな数え方がございします。で、一がいにこれを對比するわけには参らないわけでございします。もう一つ、國によりまして地域別の残存輸入制限を維持している國もございします。で、今申し上げましたのは大体対ドル地域とかいったような形のものを申し上げた次第でございします。

○大竹平八郎君 いま一つ。それで國によつて制限をしておるといふ点で、私もこれはほんととか、うそか知りませんが、通産省の方もおられますので、これはフランスがイタリアか、どつちがとつておる処置か知りませんが、たとえば日本のカメラを押えるために、そうして日本だけでは名目上いかぬというので、カメラもカメラの部品品もできないようなアフリカのある國を抱き合せて、そうして制限をしておる。それからまた、その他の精密機械について、ほかのアフリカ諸國のうちの一部と日本と抱き合はせているというふうな例があるということをお聞きしているんですが、そういう事実はありますか。

○説明員(宮崎弘道君) フランスの場合には、昔のOEEC諸國に對します

自由化と、それから対ドル、つまり米
国とかカナダに對します自由化と、そ
れ以外のガット諸國に對します自由化
と、こういった三本の自由化表は実は
昔は持つていたわけでありました。その
中で対OEEC自由化表と対ドル自由
化表が非常に似たようなものになりま
して、つまり対ドル自由化が論議され
てきたために、対OEECは自由化に
近くなつてきたわけでありました。そ
他の國、つまりその他のガット國、こ
の中に日本を入れてゐるわけではござ
いませう、その他のガット國に對しま
す自由化と、それから対ドル自由化との
間に、品目数にして百幾つかの差が
ございます。これは、この差の相当部分
が、つまり実質的には日本に對する差
別だといふふうになつてゐるわけが
ございます。これはその他のガット諸國
の中にニュージーランドとか、豪州だ
とかいろいろの國がございますけれど
も、工業製品のうち相当部分はいわ
ば対日差別、実質的には対日差別であ
るわけでありませう。

そこで、この対日差別品目を減らし
ますようにフランスとの間でなお議論
を、交渉を續けておるわけではござい
ますが、ただ、御承知のように、フラン
スは現在日本に對しましてガット第
三十五條を援用いたしておりますので、
ガットの場におきまして、このフ
ランスの差別制限問題を取り上げるわ
けには参らない形になつております。
イタリアの場合も、対日差別品目数
が相当数に上つてゐるわけではござい
ます。これも毎年の協議によりまして次
第に減らすように努力をいたしておる
次第でございます。

○説明員(宮本博君) 実情は今外務省

からお答えになつたとおりでございま
す。したがうしまして、われわれとして
も、今お話しのように、対日差別待遇
が、フランスが現在百五十はございま
すが、イタリアが百以上あるというこ
とで、イタリアの場合、特に三十五條
の援用をしてゐないにもかかわらずそ
ういうことをするのははなはだけしか
らぬといふことで、実は昨年八八%自
由化したしました場合も、日本のい
ゆる割当制度はグローバルでございま
すので、一応グローバルで対抗しな
り込んだものもあるわけではございま
す。したがうしまして、今後の日仏ある
いは日伊の交渉で、向こうが減らして
くればこつちもそれに見合つて減らす
といふような交渉を現在やつておるわ
けでございまして、決してこつちだけ
が一方的にやつて向こうはちつとし
ないといふようなことはしないよう
に、今後いゝゆる経済外交の面から強
くやつていきたいと、こう考へておる
次第でございます。また、ガットあた
りでも、もし日本の自由化がおくれ
るじやないかという議論が出た場合に
は、当然、よその國もやつておるじや
ないかと思つております。

○柴谷要君 次は、關稅政策について
ですが、關稅局長さんにお尋ねしたい
と思ひます。わが國は關稅政策とし
て、現在、自由化対策のためには關稅
の引き上げを行なわなければならな
い。ところが、世界的な傾向として
は、關稅は大体まあ引き下げる方向に
向かつてゐる。こういう相反する立場
に立たせられるわけではあります、こ
の点をどう調整していくのか、今後の
關稅政策のあり方をひとつお示し願ひ

たいと思ひます。
○政府委員(福田耕作君) 御案内のよ
うに、わが國は貿易依存度が非常に高
いのであります。内にありましては産
業の生産性を高め、また國際競争力を
培養していくといふことが必要であり
ますが、對外的には、相手國の關稅を
引き下げて、關稅障壁の引き下げ
を求めまして、そうして貿易の拡大を
はかつていくといふことであらうかと
思ふのであります。したがうて、基
本的にはわが國の關稅は引き下げの方
向をとるべきだと思ふのであります。
また、御案内のように、世界の大勢と
いたしまして、最近におきまして
は、ガットにおける關稅引き下げに關
する作業部会といふようなものがひん
ぱんに開かれておりまして、主要國間
におきまして關稅を引き下げることに
よつて、世界の貿易を一そう拡大しよ
うという機運が高まつてゐるのは御案
内のとおりでございます。したがう
して、前にも申し上げたとおり、關稅
政策の基本といたしましては、關稅を
漸次引き下げていくといふ方向だと考
へるのであります。

しかし、他面、わが國はたゞいま自
由化の過程にありまして、自由化とあ
わせて關稅の引き下げをやらなければ
ならないといふことになりまして、な
かなか困難な問題が多いのでありま
す。國民經濟上の見地から、とにかく
保護育成を必要とする産業がございま
すし、また衰退を余儀なくされてゐる
産業につきましても、その衰退の過程
をできるだけゆるやかにし、できるだけ
け摩擦を少なくし、できるだけその
ショックを緩和するといふことが必要
だと思ふのであります、われわれと

いたしましては、具体的に關稅率の調
整を行なう際におきましては、各産業
の実情を十分考慮いたしまして、周到
な配慮をもつてこれに処してゐるわけ
でございます。しかし、海外事情の変
化及び予期されなかつたような事情の
發生によりまして、わが國の産業が危
殆に瀕するといふようなことがありま
すような場合には、緊急關稅の発動と
いふようなことも考へておる次第であ
ります。いづれにいたしましても、具
体的なケースにつきましては、彈力的
に、しかもきめこまかい配慮が必要
だといふふうにお考へております。

○柴谷要君 確かに相反する二面を持
つ行政をしなければならぬといふ非常
にむづかしい立場に立たれると思ふの
であります、そのような情勢の中
で、それでは今後OEECの動向である
とか、あるいはアメリカの通商拡大法
の動きなり、あるいはOECD加盟な
どの問題によつて、今後わが國が貿易
の面ないしは關稅政策の面でちつと
したものを持つていかなければならぬ
と思ふ。その方策に對して、どのよう
な展開がされようとしてゐるのか、大
体おしるうとにわかるように簡略に御
説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(福田耕作君) お尋ねの一
つといたしましては、關稅一括引き下
げがございますのであります、この
關稅一括引き下げと申しますのは、従
來の關稅の引き下げは、御案内のよう
に、二國間によつて、また品目別にこ
れを行なつて参つたのであります。
ガット成立以來、ごく最近のデトロ
ン・ラウンドと称せられるものを含め
まして、五回の大きな關稅引き下げが

行なわれたのであります。その後この
二國間による品目別の關稅引き下げと
いふものはもう限界に達しまして、も
うどうにもならないといふものが残つ
たり、あるいは二國間で話し合ひとい
ふことでありますので、二國間にま
かされておるといふことであります、
で、両國にとり非常にむづかしい問
題、いわゆるセンシティブ・アイテム
と申しておりますが、こういうものは
ずっと取り残されてきてゐるといふよ
うなことになりまして、やはり二國間
の品目別による關稅引き下げというも
のはもう行き詰まつてゐる、何か新し
い方法がないかといふことが各方面で
問題になりまして、そこでこの一括引
き下げといふ方式が論議されるように
なつたのであります。

ごく最近のことから申し上げます
と、一昨年の十一月、十二月にかけて
行なわれましてガット大臣會議におき
まして、この一括引き下げの議題が起
こつたのであります、その結果、大
臣會議におきます報告という形にお
きまして、フランスが提案いたしまし
た一括引き下げの方針というものが採
択されたわけでありませう。越えまして
昨年の一月には、アメリカの大統領が
いゝゆる經濟白書におきまして通商
拡大法の提案を呼びかけたのでありま
す。そういううちにありまして、通商
拡大法は若干の修正を受けまして昨年
の十月成立をいたしました。それで、
ガットといたしましては、昨年の十二
月十二日にこれにつきまする第一回の
作業部会を開いたのであります。その
結果、引き下げの幅を五年間五〇%に
する、それからできるだけ多くのガッ
ト加入國がこれに参加する、例外品目

はできるだけ少なくしよう、最後に、後進国に対しては条件をゆるくしよう、この四つの基本的なラインにつきまして一応の結論らしきものができたのであります。そうして第二回の作業部会が三月の十八日から行なわれておったのでありますが、ジュネーブの時間にはいたしまして二十九日、ついに二十九日終了いたしました。非常なE E Cとアメリカとの間の農業問題その他においての相当な激論があつたやに聞いておるのでありますが、そうして四月の二十二日からまたこの作業部会が再開されることになっております。そうして五月にはまたガットの大臣会議が開かれるということになっております。そこで大體の筋が論議されると思うのであります。一括引き下げの問題のみならず、農業問題、また後進国の問題、この三つの議題につきまして論議がかわされるところであります。

そうして秋になりますと、十月の二十二日から、またガットの総会が開かれるという形になっております。したがひまして、ここにおきまして一括引き下げの問題が大きな議題となると思ふのでありますが、われわれの見通しといたしましては、来年一ぱいいろいろそのフォーミュラをどうするか、あるいは具体的な引き下げの幅をどうするかということ、来年一ぱいはそういうことにかかるとは思ふが、かと思ふのであります。大體再来年ごろから現実の引き下げが始まればまあ順調なほうじゃないかというように考えております。

○柴谷要君 先ほどお話の中に出ました緊急関税の問題で御質問しますが、

要約しますと三点になるわけです。それを一ぺんにお尋ねしますから、ひとつ三点についてお答えをいただきたいと思ひます。今回外国の緊急関税に対する対抗処置が政府限りで講ぜられることになって、この点は租税法定主義に反しはしないかということが一点。それから、諸外国における緊急関税の発動、あるいは対抗処置を実施した実例があるかどうか、これが二点。それから、緊急関税の発動は、いわば最終的な手段であると思うし、相手国の対抗処置も考えなきゃならぬ。それだけに、慎重にしなければならぬ問題だと思ふ。実際問題として、わが国としては緊急関税なりその対抗処置を発動することはまれであると考えられるのでありますけれども、将来予想されるものとしてはどんなものが考えられるか。以上三点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田耕作君) ただいまお話をありました緊急関税及びその対抗措置と租税法定主義についてお答えいたします。

この緊急関税を外国がとりました場合に、これに対して対抗措置をとるといふ場合におきまして、ガットにおきましては、発動国が緊急関税を発動した日から九十日以内に対抗措置を発動しなければならぬという定めがあるものであります。その九十日以内の三十日前にこれを相手に通告しなければならぬというようにすることに相なっております。きわめて緊急を要するのであります。これをそういう観点から政府限りにおいてということに相なつたのであります。

しかし、租税法定主義は憲法の八十

四条に規定するところでありまして、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」というふうにありますのであります。ただいまの御審議をいただいておりますこの法律案によりまして、この法律の定める条件によるということに相なると思ふのであります。したがひまして、租税法定主義とは反することはないのではないかと感じております。しかしながら、この規定は国民の権利義務に影響を与えることは事実なのであります。法律案にもありますように、

対抗措置を発動した場合には、遅滞なくその内容を国会に報告し、またその措置が相当の期間継続するという場合におきましては、法律の改正を行なうことは当然であると考えております。二番は、対抗措置発動の実例でございますが、昨年の六月にアメリカが板ガラス及びウィルトン・カーペットの関税引き上げを行なつたのであります。この品目の利害関係国でありますE E Cは、英国及び日本と協議いたしましたのであります。E E Cは昨年八月に対抗措置をいたしまして、アメリカから入つておるポリエチレン等五品目につきまして関税引き上げを行なつております。また第二は、アメリカが一九五二年八月トルコに對しまして、トルコからアメリカに入つておりました干しイチジクの関税を約二倍に引き上げたのであります。これに對してトルコがアメリカから輸入される鉄製の家具、タイプライターなど八種目に對しまして、関税上の譲許の適用を停止してあります。もう一つの例は、やはりアメリカが一九五二年二月、帽子製

造用の毛皮の関税を引き上げたのに對しまして、ベネルルクスがアメリカから輸入されるマステックスという充填料の一種でございまして、これに對して譲許税率の適用を停止いたしております。大體以上三件でございまして、

○柴谷要君 それでは、引き続き石油関税の問題でお尋ねしたいと思ふのですが、エネルギー政策の見地から見れば、本来石油に對して課税はすべきでない、こう思つておる。ところが、今回あえて引き上げ措置を講じてきた積極的な理由は一体何か。

○政府委員(福田耕作君) エネルギーとして重要であります原油、石油に對して関税を引き上げるべきでない、無税であるべきが原則であるというのとは重々承知いたしておるのであります。今回の引き上げは石炭政策の一環といひまして行なつたのであります。もとより石油というものは石炭とは競合関係にあるエネルギーであります。が、それとともに石油産業に對して特別な対策を政府がとつておるのであります。まして、この特別な措置の一環といたしまして、このたび原油に關しましては二〇%相当でございまして五百三十円から六百四十円に、重油を例にとりまして九十円の値上げを行なつておる次第であります。

○柴谷要君 私の質問はごく短く簡単にやりますから、ひとつ答弁も要領よく簡単に願ひたいと思ひます。私の担当時間がなくなつてしまふから、いらしていただきます。

エネルギー対策の問題についてはこれであつて、バナナ関係についてはちよつとお尋ねしますが、バナナを本年四月一日から自由化されることがほ

ぼきまつたようであります。ところが、現行の関税率は五〇%、寄付金が三〇%であつたと承知しているのので、合計すると大體八〇%バナナ関係はゆるゆる商人の手に行かないものがあつた。ところが、今度はこれが七〇%になり、次年度は五〇%にこれがまた下がる、さらに翌々年度は三〇%に引き下げられる、こういうことになつていく時点において、予想される小売価格というのは一体どの程度に落ちついていくのか、これをひとつお尋ねしたい。

○政府委員(宮谷彰介君) 三十八年、本年に入りましてから三月までは、御指摘のとおり、台湾もので申しますと、市場価格にいたしまして八〇%よけいに金が要つたわけでございまして。その上に、さらに従来は外貨割当制度がございしましたものですから、バナナの稀少価値というものが出て参りました。その八〇%かかったものが、競売の際に振相場という、またさらにそれより何がしか高くなる価格が出たわけでございまして。しかし、今度自由化されますれば、関税率の七〇%だけのみがかりました価格で、一応つまり供給者側のほうが潤沢になりますから、従来のような売り手市場というふうな関係がなくなつて、振相場というものがだんだん消えていくのじやなからうか。したがつて、値下りのほうは、単に関税率の一〇%だけでなく、振相場の価格も下がつてくるのじやないかというふうな考慮をしております。

なお、将来五〇%、三〇%というふうになりますれば、おいおいそれと同様に下がることは予想されるわけでござ

ざいますが、例で申し上げますと、キロ当たりで申し上げまして、現在が大体台湾ものが一キロ百二十四円見当でございまして、それが今度七〇%になりますと、大体百十四円見当、一割までは下がりがかぬますが、大体その見当に下がってくるのじやなからうか。さらに、将来これが関税が五〇%になりますと、キロ当たり九十八円、それから三〇%になりますれば、それが八十七円、最終的にはキロ当たり八十七円くらいになるのじやなからうかという想定をいたしております。

○柴谷要君 浜相場というのは、輸入価格、いわゆる台湾なら台湾で買付けた価格、あるいは中南米で買付けた価格、これに運賃、保険料、関税、差益金、あるいは港荷役料、輸入業者の口銭、平均利潤、これに徴収差益金を全部まとめたものが浜相場、こうなると思うのです。

そこで、浜相場は、今あなたがおっしゃいましたけれども、大体買値が二千五百円程度で、四十五キロ・ケースのものを二千五百円程度で買ってくる。ところが、浜相場になるというところ、これが五千五百円くらいになると、これがわずかに下がったからといって、市場に影響するようにはならぬと思う。今ここであなたが明確に答弁なすって、相対価格が下がるような話をされて、結果的には、市場に出たらば値が下がらなかつたということになると、国民の疑惑が一そうふえますから、ひとつはつきりお答え願いたい。

浜相場に対して、加工業者の直接経費なり、あるいは何といひますか、加工歩どまり、そして加工業者から小売業者に渡る価格、これらを明確にひ

とつあなたのほうから答弁をしてもらいたい。その小売価格が現在市場に出ているのは、一万一千円ないし一万二千円なんです。これが大体九千円くらいでいくのか、八千円くらいでいくのか。これによって国民が食する価格と、この点を出てくると思う。だから、この点をお答え願いたい。浜相場が非常に安くなることを言っても、市場価格が安くなるとは思われぬ。だから、浜相場が、加工業者に渡って、加工業者がどれだけの口銭、加工料を取り、そして小売業者に引き下げ、小売業者が何ほどの利益を見て国民に売りつけるのか、それを明確にしてみたいとお伺いいたします。

○政府委員(富谷彰介君) 先ほど申し上げましたのは、浜相場だけの問題でなくて、従来、売り手市場としてございまして、自由化されまして十分入ってきまして、その分も関税率の引き下げのほかに下がるであろうというところを申し上げたつもりであつたわけでございます。

ただいまお尋ねのございました、御から小売にいきます価格の推定、ただいま私のほうでそういう資料を手持ちいたしておりますので、はなはだ申しわけないでございますが、三十七年、昨年度の浜相場、台湾ものが一がご当たりで七千三百三十七円でございます。これが関税率が七〇%になりますと、大体五千四百前後になるのではなからうか。したがって、小売の一本当たりの価格の推定ということとは、これはなかなかむずかしいのでございますが、先ほどキログラム当たりで申しましたよ

うな価格の推移になるのではなからうかというように推定をいたした次第でございます。

○大竹平八郎君 今の問題に関連して伺いたいのですが、今度自由化になりまして、すでに台湾のバナナのごとき、長期契約を日本の業者が大ぜい行つて、もうすでに開始をしております。また調印の段階にはいっていないのですが、しかしこれは、値段が、台湾は以前と同じセドルというところをいわれておるのですが、台湾の地域以外のエクアドルとか、その他の南米諸国、これは自由化によって一その原価というものは安くなるのですか、どうですか。たしかセドルを切るのじやないですか。今までは、運賃が非常に高いから、結局、浜に来るとたいてい違ひがない。それから、味の關係からいへば、南米ものなどは、台湾ものから比べたら問題にならぬ。そういう点で、台湾ものの人気があるわけなんです、その問題が一つ、それからいま一つ、今局長は一キロ幾らかしろうとはわかりません。結局一本幾らという大体目標があるわけですね。私はあまりメートルのことは知らぬけれども、あれは風袋を入れて十二貫目ですから、大体十貫目ですよ、中身は、そうしますと、今までのあれで見ますと、大体浜に上がって三千五百円くらいに僕は記憶しているのです。三千五百円ということになると、大体百貫が三本です。ですから、ほんとうからいいますと、一本十五円。しかし、実際は小売で、これはむろん加工業者とかいろいろの中間のあれがあら

く三十五円になっていると思う。実際の関税が上手にいけば、二十円、十五円。かつて大道のバナナのたたき売りというものが安いものの評価のような時代があった。そういうことが私は自由化になるとくるのではないか。そういう点で、今の柴谷さんもそういう意味で質問していると思う。ですから、その点をもう少し詳しく言われたらどうです。

○政府委員(富谷彰介君) ただいま御指摘がございましたように、エクアドルの相場は、大体二ドル切つております、これはFOBで。ただし、これは台湾と包装の格好が違ひますので、台湾ものの百ポンド、四十五キロ入りに換算いたしますと、二ドルを切つていくのでなくて、約三ドルちよつと出るような価格になるわけでございます。それから、ただいま御指摘のございました一本当たりの価格、これはなかなか推定がむずかしいのでございますが、して申し上げますれば、大体一キロ当たりいたしましたとして約九本あるという想定をいたしますと、先ほど申し上げました三十七年の浜相場で七千三百三十七円、これを一本当たりに換算しますと、浜相場から直接一本当たりで換算したものでございまして、一本十七円四十銭、それから七〇%の関税率になりました場合に五千円、これを同様に換算いたしますと、十二円三十銭という価格が出て参ります。ただし、これは浜相場をいきなり一本当たりで換算した価格でございまして、小売のマージンその他加工費等も考えておりませんので、いさなりこの相場が市中で現出するわけではございませんので、念のためにお答え申し上げます。

○柴谷要君 私はここに数字を持っておるので、これで質問しておきますが、これが間違ひであるなら間違ひである、事実なら事実、こういうふうなノーツイエスかお答えいただければけっこうです。CIFの価格がセドルで二千五百二十円、それから運賃が三百四十二円、保険料が十八円、関税が二〇%のときには五百四十四円、五〇%になりましてから千二百六十円、これに差益金担保金利で七円二十六銭、港荷役料が九十六円六十八銭、輸入業者の口銭が七十四円、端数はありますが、七百二十円、平均利潤といふのは六%で二百五十円、それから徴収差益金といふのはCIFの八〇%をプラスしたものが二千六百五十一円という価格になる。これがいわゆる先ほど局長の言われた浜相場だと、こう思う。大体五千五百円の浜相場で加工業者が渡されるわけ。加工業者の直接経費は大体七百円、それで加工歩どまりといふのが八〇%、ここで平均利潤を約一割見ますと、加工業者から小売業者に引き渡すのは、品質によりましてけれども、八千四百から九千円で小売業者に渡される。小売業者は、販売価格として一万一千円から一万二千に売るといふのが今日の実際の事情である。しかも、この数字は三十七年春の実績なんです。これに間違ひないかどうか。

こういう値段が入つていたのが、今回は自由化されて七〇%という関税一本になるわけですから、それだけ下がらなければならぬし、それから、これを見てみますと、いかにしても、浜相場と、それから加工業者の手を経て小

ておきます。

売業者に渡るまでに膨大な利潤がこ
にある、こういうふうなわれわれには
考えられる。この点について、今の私
の申し上げた数字がとつてもないかけ
離れた数字である、こういうふうな
おっしゃられるか、それとも、や近
いものであるか。先ほどあなたは、浜
相場七千五百円と言われた。七千五百
円ということになりますと、大体加工
業者から小売業者に渡されるのは公定
の加工賃七百円プラスされただけでい
かざるを得ないということになりま
す。そんな値段じゃないということ
われわれは承知しているだけに、その
点について明快にひとつ答えてもら
いたい。

○政府委員(富谷彰介君) ただいま先
生がおっしゃいました数字は、おそ
らく正確なものであらうと思ひます。
実は同じ数字を持っておりますもの
でございますから、かくかくしかじか
とは申し上げられませんが、最終的な
姿が私どもの使っております数字とほ
んど差がございませんので、おそろ
く正確なものであらうと想定いたしま
す。

将米、自由化されました場合に考え
られますことは、ただいま先生の御指
摘の中間経費の削減ということが当
然行なわれるというふうに私も期待
しております。従来は、外貨割当のも
とにおける稀少物資でございましたの
で、どうしても売り手市場が現出した
ものが、今後は自由化によりまして、
買い手のほうが相当強くなり、した
がつて中間経費等も当然商取引の常識
的なところに落ちつくであらうとい
ふふうに考えておる次第でございます。
○柴谷要君 それでは、まあ次の質

問をしたいと思うのですが、自由化さ
れて、バナナの輸入というのは大体本
年度は二百五十万トンが想定される。
三十九年度になりますと、三百万トン
入ってくるような状態ではないか、こ
う思うわけですか。そうしますと、現在
の日本にありますが加工施設が間に合
うかどうか、これは非常に疑問がある
と思う。今日すらバナナ輸入の問題に
ついては、非常に加工業者が膨大な利益
を得ている。ましてや今度は品物がた
くさん入ってくる。相当量が多いた
めに、加工業者が加工ができないと
いって値を上げ、こういうこと
になるので、実は関税を七〇%にいた
しまして、市場価格は下がらないと
私は推定する。そのように考えられ
るのだけれども、加工施設が間に合
うかどうか、これがまず一点。

それから、台湾バナナの買付をめ
ぐつて、貿易業者なり既成輸入業者と
の非常な相剋がある。一体アメリカの
巨大な資本の進出が今日伝えられて
いるわけでありまして、これが事実であ
るかどうか。とにかく巨大な資本と、
それから既存の輸入業者との間の相剋
がますます深刻になっていくのではな
いか、こう考えられるのですけれど
も、局長さんのほうではどういふ見方
をしておられるか、御答弁をいたさ
たいと思ひます。

○政府委員(富谷彰介君) 最初の、
加工施設の問題でございますが、これ
は確かに先生御指摘のとおり、一時に
従来の輸入量の五割増しあるいは倍と
いったようなものが殺到いたしますれ
ば、施設が足りません、おそろくそ
の面から輸入の数量のほうの規制を受
けるのじやなかろうかというふうに考

えております。
それから、次の台湾の買付競争のお
話でございますが、私もどが得ており
ます情報では、確かに御指摘のとおり
り、日本側の商社、それから従来の加
工業者の輸入実績を持っている者、そ
ういった人たちが大体三つぐらいのグ
ループに分かれて、現地でだいたい
買付の競争を行なつた。しかしなが
ら、台湾側の意向をいたしましては、
日本側はそういうことをやらずに、一
本で来たかどうかという話がありまし
て、現在買付に向かいました日本側の
人たちはみな東京に帰つて来ており
まして、私どもの聞いております範囲
では、逐次話し合いの機運が生まれて
おるといふふうに聞いております。

それから、外国資本のお話でござい
ますが、私の承知しております限りで
は、台湾物に關して外国資本が乗り出
してきまして輸入を独占しようとか、
あるいは大きな分け前を取るといふよ
うな動きはないように承知いたしてお
ります。これは台湾でなくて、フィリ
ピンあたりに自分の農園を作つて、そ
れを日本に計画的に供給しようとい
ふような動きがある。しかしながら、こ
れもまだ現在では計画段階でございま
して、農園開発その他が緒に付いたと
いふふうには承知いたしております。

○柴谷要君 それでは、ごく簡単です
けれども、農林省にお尋ねいたします
が、リンゴ、ミカン等の青果業者にこ
のバナナの輸入問題をめぐつて深刻な
事態が起きやしないかということ、
非常に国内産業の面から心配されて、
陳情等が多く行なわれていると思うの
ですが、これに対する農林省の態度、

こういうものについてひとつお尋ねを
しておきたいと思ひます。
○政府委員(富谷彰介君) 先生、私も
農林省の者でございます。その国内産
のミカンでありますとか、リンゴであ
りますとか、そういう生産も実は担
当しておりますのでございませう。
御指摘のとおり、バナナの自由化と
いふものがございした国内産の買付に
大きな脅威を与えるということで、私
どもも実は心配いたしました。した
がつて、三十七年度予算で、レモンの
加工用の施設を国庫補助いたしました
で、ミカンに対する何と申しますか、
国際競争力をつけるような手を打ちま
した。それから、来年度、三十八年度
では、今度はリンゴのほうに対しまし
て、やはり同じような競争力付与の財
政施設を作る予定にいたしておるわけ
であります。なお、そのほか、国内の
果樹全般につきまして、果樹農業振
興特別措置法というものがございまし
て、三十五年以来、競争力をつけるた
めにいろいろ努力をしております次第で
ございます。

したがって、私どももいたしまして
は、一挙に安い関税に持つていくので
はなしに、漸進的に持つていきまし
て、バナナの価格も一ぺんに下げるの
ではなしに、逐次下げていくというこ
とになりますれば、国民消費の伸びに
よりまして果実の消費も上がつており
ますから、そうそう国内の果実生産者
に大きな脅威はないのではないだろ
うかという考え方を持つていような次
第でございませう。

○柴谷要君 それでは、最後の質問に
なるかと思うのですが、砂糖関税につ
いてちよつとお尋ねしますが、自由化

率を九〇%以上達成するために、砂糖
の自由化は必至の問題である、その時
期及び国内砂糖の保護対策、これにつ
いてお尋ねをしたいと思ひます。
○政府委員(大沢融君) 先ほどお話し
した点でも触れたのでありますが、砂
糖を自由化した場合には、当然国内
の、たとえば北海道のテンサイであ
りますとか、暖地のテンサイ、あるいは
は西南暖地のカンショ等、あるいはま
たイモからできる澱粉を通じて作るブ
ドウ糖、そういうイモ作農家、テンサ
イ作農家というふうなもの、農家の所
得というふうなものについて、大事を
とらなければならぬという意味で、先
ほど申し上げましたように、従来も甘
味資源振興の臨時措置法があつたわけ
ですが、甘味資源特別措置法というの
のを考えまして、従来のテンサイだけ
についての保護対策といふものをさら
に広げて、カンショあるいはブドウ
糖、ブドウ糖を通ずるイモ作農家の保
護というふうなことを考えながら、合
理的な生産振興をして、対外的な競争
力を付与していくというふうなことを
内容としていたしまして法律を提案いた
しておるわけでございませう。

また、糖価が著しく下がるといふよ
うな場合には、それを農家の作ったテ
ンサイ等を原料として砂糖を作つてい
る企業が立ちいかなくなつても困りま
す。そういうものについては買い上げ
の措置をとるようには買ひ上げること
で、十分な保護対策を考えながら、さ
らにまた先ほどもちよつと触れました
が、関税割当制度というふうなことも
考へて、企業が秩序ある合理化を進め
られる、そういう措置と並行して自由
化を考へていく、そういう措置の整備

と相俟って自由化を考へるということ
で、時期は確定いたしておりませんけ
れども、そういう措置ができれば早い
機会にやってみて差しつかえのない
ことではないかということに考へてお
ります。

○野々山一三君 たいした問題ではな
いのですけれども、通産省の方に、手
続的なことで私ちょっと知りたいです
から、お伺いしたいのですけれども、
今度二十九品目が自由化される。その
自由化されるものが、今伝えられると
ころによれば、四月八日ごろに実行さ
れるのではないかというふうにいわれ
ておりますが、そういうふうには理解し
てよろしいのですか。

○説明員(宮本博君) 現在のところは
二十五品目でございます。これが四月
一日から自由化されるわけであります
。

○野々山一三君 そうすると、その二
十五品目ですが、そのうち国会におい
て関税率法の改正が承認された後自
由化するもの、それから国会において
ガット護税率改正法改正法案が承認
された後自由化するものというふうな
区分けをして、通商公報の三月十九日
付のものに区分けが出ておりますけれ
ども、それはそういうこと、つまり、四月
一日ということの意味は、国会を通過
したならば四月一日、こういうふうな
理解をしてよろしいでしょうか。

○説明員(宮本博君) 御指摘のとおり
でございます。御承知のように、今
度は、今御審議願っております関税率
率法が三月三十一日までに通ります
ば四月一日から実施と、もう一つは、
例のガットの護税率の關係で、外務
委員会の、国会の御承認があれば――

これはもうあつたそうでございます
が、そういう意味でございます。

○野々山一三君 それでは、お伺いした
いでございませうけれども、まあこれ
はあと二日後のことでございますけれ
ども、今月中に外貨割当があつても、
バナナの場合でも契約金を出して許可
を受けて買ひ付けるわけですね。そう
いう手続をしなければ、今の現行法の
建前では、当然買ひ付けて国内へ持っ
てくるということではできないわけに
ございませう。

○説明員(宮本博君) ちょっと御質問
の趣旨がわかりませんでしただけで
も、外割の制度のもとにおいては、外
貨の割当を受けて、その外貨のつかな
い限りは輸入ができない。ただ、四月
一日からは、自動承認制ならば問題な
く、自動割当制でも、やはりほとんど
どなたでも自由にできる、こういうこ
とでございます。

○野々山一三君 そうすると、四月一
日以降は、もうそれ以前に全然割当も
受けず何もしないで買ひ付けておいて、
持つてきて、そして揚げるときに関税
を払えば、ライセンスを取りさえすれ
ばよい、こういうことでございませう
か。私、質問を簡単に済ませるため
にちょっと事例を申し上げるのです
が、実は四月一日に自由化ということ
が行なわれるということがある意味で
は前提にいたしまして、バナナをエク
アドルから、日本価格にして約三億
円、船にして三隻、今ちょうどハワイ
のあたりを船は走っておるといふ事実
がある。一体そういうことは、今の私
の聞いているところからいって、どうい
うことになるのかということを知りたい
わけです。

○説明員(宮本博君) バナナが四月一
日から自由に自由化にならないとすれ
ば、そういうことがあり得ないと思
うんでございませうが、四月一日の自由化
を見越してそういうことをされたとし
れば、法律の上からいってやむを得な
いと思ひます。

○野々山一三君 やむを得ない。

○説明員(宮本博君) はあ。

○野々山一三君 やむを得ないとい
うことは、どういうことでございませう
か。今まだ日本へ来ていないけれども文
句ない、一日からならば新しい税率に
基づいて関税を払ひさえすれば、ライ
センスを取りさえすればそれでいい
と、こういうことでございませうか。

○説明員(宮本博君) 現行法の現時点でひとつ議論をしても
らいたいと思うんでございませうけれ
ども、これはバナナのみならず、相当こ
ういう思想輸入というものが行なわれ
るということによつて、たとえば今度
の場合だつて、もう一割頭からもうか
るということになる。三億円のバナ
ナ、三千万円は頭からもうかるという
ようなことが堂々と、これがやむを得
ないということで行なわれるというの
は、どうもふに落ちないわけござい
ます。

○説明員(宮本博君) 御指摘のとおり
でございますが、どうしても、自由化
ということとは、だれでも入れている
ということでございますので、過渡的に
は四月一日、もちろん実際の具体的な
な受付その他は多少おくれると思ひま
すが、それに間に合えば、自動割当あ
るいは自動承認制というのは、だれで
も自由に入られるという制度でござ
いますので、過渡的にはそういうこと
があるかと思ひます。が、これはやむ

を得ないと申しますか、四月一日以降
は合法的と言わざるを得ない。

○野々山一三君 そうすると、あれで
ございませうか、生鮮食料でございま
すから、ほかのものなら港まで持つて
き、その回りをぐるぐる回つていけば
それでいいけれども、これは揚げなけ
ればならぬ。あと二日くらいのこと
すから、こういう議論をしておつて
もあれかもしれないけれども、来れ
ば揚げられない、腐らせるか、持つて
帰るか、あるいは放棄するか、今まで
の建前からいけばそういうことでござ
いませう。

それから、政策的な問題からいきま
すと、見え透いた利益を得るわけ
です。これはこれからのやつていくこと
で、今までもあつたことだからし
やうがないということなら、それまで
が、切りかえにあつた経過的な処置
というものを講じなければ、とんでも
ないことが起るという危険性は私は
感ずるんですが、そういう意味にお
いてはどういうお気持ちでしょうか。

○説明員(宮本博君) まあ一番そう
いうことを防止する意味では、たと
えばバナナの自由化を四月一日から
やるといふのは、全然抜き打ち的に
事前になんか行動をさせないとい
うことができれば、そういう面から
いふと思ひます。しかしながら、自由
化という問題は、やはり関連業界の
十分な納得を得ないでいきなりやる
ことは問題があると思ひまして、特
にバナナの場合は、昨年の十月以来御
議論をいただいた末にやるわけであ
ります。経過措置と申しましても、ち
よつとなかなかむずかしいと思ひ
ます。決してそういうことをやることによつ

て、その価格だけはどうなるかもしれ
ませんが、今後としてはこれが平常に
戻らんじやないか。つまり、そういう
ようなものが一時に出れば当然下
がるということ、そこまでわれわれとし
てそういうものを事前にいかぬとい
うことは言えるかどうか。多分言えな
いんじゃないかと思ひます。

○野々山一三君 たとえば、船積みす
る前に契約をしておるわけですね。契約
行為そのものは一体それでは実定法上
どういふことになりますか。これは明
らかな違法行為であり、この段階まで
は密輸行為である、こういうことにな
りはしませんか。厳密な時間的な区切
りを前提にしてみます。

○説明員(宮本博君) 契約すること自
体が違法行為……。

○野々山一三君 契約をして金を払
っているんですが、外貨割当を受けず
やみ行為です。

○説明員(宮本博君) やみで現実に
払つたとすれば、これは当然問題にな
ると思ひますが、かりに先生今お話し
のように、契約をしておいて、そうし
て入れてから払うということになれば、
これはしょうがない。ただ、事前
にやみドルで払つたということなら、
これは別途為替管理法上の問題になる
と思ひます。

○野々山一三君 そうすると、こうい
うまるきり思惑輸入というものを政府
としてはもうしょうがない、これを何
ら取り締まるとかしないということ
は、今後思惑輸入というふうなもの
が非常にやみで、そうして不当な利益
を得るということが行なわれてもこれ
はしょうがないということなんでは
うか。私は実は、そういうような思惑

輸入によって市場が混乱するから、自由化そのものに対しては非常な慎重なる措置を講じてきたということがあるが、その立場でありましょう。そうならば、当然それに対する対抗上というか、取り締まり上、取り扱い上の所要の措置を講ずべきではないか。そういう観点からすれば、いわゆるこういう密輸行為的なものですね、これは通常いわゆる密輸というならば、没収しなければならぬ。同時に、それは国がそれだけの利益を、三億円の品物を取るわけでございます。悪いことには、それだけの没収をして、国が取る、競売に付する、こういうことが当然のルールです。今までやられてきたこと。それが明らかに三月二十何日というときにエクアドルを出てきておるといふことは、万々承知の上で悪いことをやっておるといふことなんですから、それをあなたの今の答弁によれば、許すという、客観的にはそういう結果になる。前に申し上げたようなことと関連をして、どういふふうになるのですか。

○説明員(宮本博君) 先に外貨の割当を受けないで、もしドルでも払ったというならば、これは明らかにいかぬと思ひますが、契約だけをしておいて、四月一日から自由化になるからということ、多少すること自体は、これは決して、いわゆる思惑といふことにならぬかもしれないけれども、いかにか悪い問題、これはちよつと一がいに言えない。ただ、もし現在の法制上の違反があるなら、これは徹底的にそういう面を追及すべきだと思いますが、私の今申し上げておるのは、契約だけして、入ってくるのは四月一日

から先になる、それまでは政府として何ら、自動割当制度でございいますから、一応承認は得るわけでございますが、その出る時期が四月一日以降であるならば、一応合法と認めざるを得ないということになると思ひます。ですから、先に勝手にドルを払ったとか何とかいふことは、これはまた別途の問題、それはそれとして追及すべきでございいます。

○鈴木市蔵君 今度の改正案の骨子をなしている二つの問題について、端的に質問いたしますから、明快にひとつお答え願ひたいと思ひます。

一つは、報復条項を作った、ガット十九条3の(a)、(b)の発動ができるような条項を作りましたが、事実問題として、今アメリカとの間に綿製品の交渉をやっておりますが、ああいう形で交渉をやっておったところがどうにもならないと思ひますけれども、かりにアメリカ側に押し切られたような場合、ああいうのは、つまりここに書いてある「その他の措置」の項に入るものとわれわれは考えますが、一体この法案が通ったあとは、直ちにこの報復措置を発動するような用意があるのかないのか、事アメリカに関する限りは別だといふふうなことになるまいかというはつきりとひとつお答えを願ひたい。

○政府委員(福田耕作君) このたゞいま法律案で御審議を願っております對抗措置は、相手が関税を引き上げたときに對する對抗措置でございいますか……

○鈴木市蔵君 「その他」といふのは何ですか。

○政府委員(福田耕作君) お答えいたします。「その他」といふのは、相手

がガットの規定に基づきましてその他の輸入制限を行なった場合……

○鈴木市蔵君 同じじゃないですか、今の綿製品と。

○政府委員(福田耕作君) ところが、御質問の綿製品のあれは、国際商品協定の形をとっておりますので、この適用には入らないのであります。

○鈴木市蔵君 適用に入らないといふのは、それはまあお考えでしようけれども、日本政府は一時はガットへこの問題を持ち出すといふことを言っておるのです。ですから、それはやっぱり事アメリカに關してはこの条項はあつても空文にひとしくなりやしないか。先ほど同僚議員が質問したところの三つの質問の中の最後の一つは、この条項は日本に關しては発動しないのではないかと、日本はこの報復措置をとるに對しては、関税局長は、二つの点は答えたけれども、三つ目の問題はさつき答えていないわけですか。

そういうわけで、この一体報復条項といふのを、単に規定上で置くといふことでなくて、実際に発動する、そういう自主性を貫くという用意があるかどうか。事アメリカに關する限りはこういうことについて多くの疑問を持つてゐるので、はつきりとひとつお答え願ひたい。

○政府委員(福田耕作君) お答えいたします。この對抗措置につきましては、必要がある場合は発動をいたすつもりであります。

○鈴木市蔵君 じゃ、次の問題に移ります。特定の減免税物品の用途外使用の規制に關する項目の中で、今度は新しくトウモロコシやその他ですね、飼

料に關する、つまりえさです、飼料に關する項目を作りましたですね。これを作った理由はどういうところにあるのですか。

○政府委員(福田耕作君) 現在、配合飼料の製造につきましては、関稅定率法によりまして承認工場で製造する場合と保稅工場を用いる場合と、二本立になつておるのであります。このたび飼料工場につきましては、すべて七月一日から承認工場に移そうとするものであります。それは保稅工場の建前からいたしまして、保稅工場で製品ができて、それからこの流通段階に入るために製品を引き取るというときに初めて輸入の手続が行なわれ、非常に煩瑣な手続が行なわれるのであります。こういうことのないように、連続して生産し、連続して出荷していくという工場につきましては、随時検査をやりますので、そのつど検査による煩瑣な手続を避けたい、こういう趣旨からでございます。

○鈴木市蔵君 この規定によりまして、今度でそういうふうな業者が、今度ではまあ承認あるいは承認を受けるわけですね。その場合に既定の業者で、すな、既定の業者に対してもう一度、つまり何といひますか、基準を新たにして承認をする向きとそうでない向きと分けるようなことが、現に行なわれておるかのように聞いておりますが、そういう基準といふものは一体どこで引くのか。すべて既定の業者に対しては不公平なく承認をするのか、それとも再承認をする場合にはもう一度やり直しをするか、そういう場合のつまりどこで基準を引くのか、それをお答え願ひたい。

○政府委員(福田耕作君) 現在の配合飼料の工場につきましては、全工場全部に對しまして、承認を平等に与える予定でございいます。

○鈴木市蔵君 全工場、全企業に對して平等に与えるわけですね。いわゆるえこひいきといふか、取捨選択はやらぬわけですね。

もう一つ聞きたいと思ひますが、手数料を今度取るわけですね、今までも取りましたね。もう一つ聞きたいと思ひます。何かこういうふうなことで、ある一定の、つまり工場の設備といふか、そういったようなものについて注文をつけて、それに合格をしないといふところに対しては、あらためて指導といふか、規制をきびしくするといふたようなことが、現に行なわれているかのように聞いておりますが、そういう点はどうですか。

○政府委員(福田耕作君) 従来どおりでございます。

○鈴木市蔵君 で、もう一つ。罰則規定を新しく設けましたね。この罰則規定を設けなければならぬ理由について御説明願ひたい。

○政府委員(福田耕作君) 実は関稅暫定措置法には罰則の規定がございまして、そのために合せてのことであります。で、それともう一つの理由は、そういう用途外使用の規制を厳格にするといふことが、前にも申し上げましたように、手続を簡素化していくといふことのうらはらになつて参るのであります。また今申し上げましたように、暫定措置法にありながら定率法にこれがなかつたのでございまして、その統一をはかつたのであります。暫定措置法以上の量刑ないし罰金は科してあります。

せん。

○鈴木市蔵君 そうすると、この飼料については新しくこのような規定を設けたということは、飼料業者及びその飼料を使う一般の農民その他に対する影響について、今まででどういう変化があるか、どういふことを考えておられるか、ひとつお答え願いたいと思います。

○政府委員(福田耕作君) この承認工場制に七月一日から一斉に移ることによりまして、業者のほうの手続が非常に簡単になるのでございます。今までは、保税工場への移し入れの承認とか、あるいは製品検査のつど輸入申告をいたすとか、非常に手続上煩瑣なことが多かったものでありまして、それが今度なくなったということでありまして、また、従来は罰則がなかったこととも関係いたしまして、免税原料品に對しまして担保を提供しておいたのではありませんが、今後は原則として担保は取らないというふうな運用していきたいと思っております。そのほか、われわれ税関のものといしましてても手が省けて参りました、その余力をほかの保税の工場の方へ回したい、こういうふうな考えております。

○鈴木市蔵君 あと一つだけ質問をいたします。ガット自体に関する問題ですが、今私たちがガットは一つの重大な矛盾というか、危機に直面しているというふうな考えているわけですが、たとえば、あなたが先ほどおっしゃったように、何か新しい方向を求めている、それが五カ年・五〇%・一括引き下げの米案といったようなものもそういう一つの方向だということを答えておったと思います。これに対するあな

たのお答えは、何かあなたまかせというふうな感じで、来年一ぱい何とか会議をやつて方向を見出すようになるでしょうといったようなことなんですか、けれども、一体このガットに対して政府はどういう考え方でもって臨むのか。それから、ガット自体の基本的態度で、それから今言ったアメリカの五カ年・五〇%・一括引き下げというこの案に對してどのような、つまり自主的態度をもつて臨もうとしているのか。こういう点については、先ほど来からの質問においてもきわめて不明確だというふうに感ずるわけです。

そこで、ガットが今なぜそのような危機に、一つの危機に直面しているかといへば、結局三つの問題に關係があるのじゃないかというように私たちは見ています。一つは、やはりアメリカの力が總体的に低下してきて、アメリカ自身が通商航海条約その他、あるいはまたガットにおいてこういうようなことを言ってくるということ、それ自体にはつきり現われているように自分たち自体でもこれをどうしていいのかわ途に困つてゐるといった、そういう矛盾面に直面しているところから来ている問題が一つあると思うのです。二つには、やはり社会主義諸国です、ね、やはり世界の市場はもう単一ではないので、社会主義市場との平和共存の方向というものをどうしてもちななければならなくなつてきている。特に国際貿易會議です、ね、こういうことももうこの秋には開かれるというときに對して、一体どういふ態度で臨むのかということが不明確だ、こういうふうな問題が二番目にあると思う。三つ目には、結局工業國と後進國

との間の矛盾の問題、こういうたようなものが相錯綜して、今ガットは一般的な危機というか、矛盾面に直面している。

こういうときにおける日本政府のガットに対する基本的態度というものは一体どういふ方向で進んでいくのか、何かまあその日暮らし的な、あなたまかせの、言うならばアメリカの風の吹き次第といったようなことが感ぜられるのであるけれども、そうではない、このような自主的な態度で臨むのだという構想があったら、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(池田清志君) 國際間におきまして、貿易を通じて有無相通じり、そのおのおのの國の繁榮をはかるといふ、その國民の生活向上、民生の安定を進めていき、そしてまた世界人類の福祉を増進していこうというの、もう世界の趨勢であります。この關係におきまして、そういうような國際的な關係を深めていこうという方向に向かつておるのであります。わが國が、わが國といつても、わが國だけ全くそういうものに關せずえんであり得ることはできないのであります。したがって、先ほど来御質問になつていただいておりますように進めて、自由化等を進めておるわけ

です。ところで、一方、わが國におきましては、わが國の産業經濟というやうなものを保護するといふやうなことが自由化の根本でなければならぬわけ合ひであります。その自由化の根本をわが國として守りつつ、世界の趨勢に順応していくように進めていくというのが、われわれの態度でございます。

○大竹平八郎君 私は、兩案に關連いたしまして、一点だけ特に政務次官から御答弁を願いたいと思つておるものであります。それは、この兩案を通じて見まして、私どもが当然考えなければならぬせんことは、世界の資本が日本の經濟的狀況に注目したしまして、そうしてこれがオープンになりますと殺到してくるということが想像できるわけでありまして、そこで、従来の日本の輸出の大宗といわれておりました船舶の輸出一つを取り上げて見まして、大体これは大きい國といふよりも、ごく南米あたりの小さいリビアとかあるいはパナマとか、さらにはギリシャとかい

うやうやな國籍を持つておる人たちの注文といふものが大体多かつたわけですから、これを実はいろいろ調べますと、これは、その資本系統といふものについて、私どもが考えさせられることが非常に多いわけでありまして、そういうわけで、今後オープンになりますと、この意味で、まあ極端に申し上げますならば、ジューの資本も入ってくるでしょう。しかも、それが単に資本として入ってくるだけでなくして、私どもがおそろべきものは、まだ完成をされてない日本の企業、獨占的な段階にまで入つてくるということ、私どもは心配せざるを得ないわけ

です。最近、御承知のとおり、ニューヨークで売出した関西電力のADRのごときは、とにかく発行と同時に売り切れるといふやうなことを見まして、日本の經濟にそういう人たちが大きな關心を持つておる。こういう点から考えまして、どうしても外資に關する法律、いわゆる外資法案の大改革を私は迫られてくるので

はなからうかと思つております。これは何もすぐに來年度でなければならぬといふことはむろんないでしょう。と申しますのは、先ほど來自由化の問題について始終質疑應答がございましたが、外務省は西ドイツが九十品目残つてゐると、こう言うのであります。私どもはもう少し残つてゐると聞いておるのであります。そういう西ドイツの態度一つ見ましても、相当外交的にこれをねばり、交渉して、二カ年間もかかつておるといふやうなことも見まして、すぐに來年度からこの外資法を根本的に改正をしなければならぬといふことにはならぬと思ひます。が、いずればどうしても大改革をしなければならぬといふように私どもも考えられたのですが、この外資法は、御承知のとおり二十五年に成立をいたしました、その後六、七回にわたつて一部改正は行なわれておるのであります。が、私はそういう意味におきまして、この一部改正といふやうなまぬるいものでは、この世界經濟のいわゆる日本に向かつての集中攻撃に對して対処はしていかないと、かように考えておるのであります。その点につきまして、特に政務次官の御意見を伺いたいと思つてゐます。

○政府委員(池田清志君) ただいまの御發言は、私ども政府に重大なる示唆をお示しいただきましたものでござい

ます。先般米の國債あるいは政府保証債等におきます御審議におきまして、わが國の國際的な信用が高まりまして、その売れ行きが海外でよろしいといふことを御報告申し上げておるのであります。これはまことに御同慶にたえないのであります。しかしなが

ら、わが國の國際的な信用が高まりまして、その売れ行きが海外でよろしいといふことを御報告申し上げておるのであります。これはまことに御同慶にたえないのであります。しかしなが

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(佐野廣吉) 御異議ないと認めます。よつて、兩案の質疑は終わりました。

それでは、これより關稅定率法等の一部を改正する法律案の討論に入りま

めます。

それでは、これより採決に入ります。關稅定率法案等の一部を改正する法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

かつてはアメリカの見返り資金が
レッド・パージの資金となつたと同様
に、今回の外債が合理化のあらしを吹
きまくり、労働者の大量整理へのドル
のむちとなる危険を隠しているものと
す。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(佐野廣吉) 御異議ないと認めます。
なお、出席を求める日時、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ

第二三三四号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に對する法人税等減免に關する請願
請願者 東京都三鷹市下連雀四七六篠原病院内 篠原達郎

紹介議員 曾福益君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三二五号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 長野県飯田市上飯田一五
医療法人栗山会栗山病院理事長 今村正業
紹介議員 羽生三七君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三二六号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に対する法人税減免に関する請願

請願者 長野県諏訪市大字上諏訪
二、九五〇医療法人諏訪共済会茅野病院理事長 茅野平二
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三二七号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 福岡県北九州市門司区松崎町六ノ三 丸川太郎
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三三三三号 昭和三十八年三月十六日受理
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

医療法人に対する法人税等減免に関する請願
請願者 東京都渋谷区神宮通一ノ一七 医療法人本間外科病院 内 本間五郎
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三三四号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 東京都立川市錦町一ノ四 二医療法人財団川野病院内 川野秀夫
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三三五号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 東京都台東区入谷町一八 五 淡路周吉
紹介議員 松野孝一君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三三六号 昭和三十八年三月十六日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 長崎県松本市城西町城西病院内 関 忠英
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三四二号 昭和三十八年三月十八日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市武田一七、八〇三医療法人和風会 市坪病院内 市坪秀美
紹介議員 迫水久常君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三三二二号 昭和三十八年三月十八日受理
医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 香川県高松市五番丁三四 多田雅正
紹介議員 津島壽一君
この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二三四一四号 昭和三十八年三月十八日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原町四ノ二一八 貝谷八百子外六 百七十七名
紹介議員 迫水久常君
入場税は戦時課税で、戦後十七年になっても残っているのは文化国家を標榜する日本の恥であって、わずかばかりの入場税を取るより、むしろ欧米や新興国並みに音楽や舞踊（オペラ、バレエ、交響楽、能楽）等に対しては、進んで国家的補助を与えるのがほんとうの文化国家の政治ではないか。ことに音楽、舞踊の入場税は、全体の

一、五パーセント（一億四億、大蔵省調べ）程度のわずかなものであるから、今国会において、音楽、舞踊（オペラ、バレエを含む）能楽等の公演の入場税を撤廃するよう、取り計らわれたいとの請願。

第二三四三三三号 昭和三十八年三月十八日受理
積雪地帯林業に対する財政、金融及び租税政策上の特別措置に関する請願

請願者 新潟県林業懇話会連絡協議会内 本間庄一外二名
紹介議員 山崎 育君
東北及び北陸地方は、冬期大陸よりの寒冷な季節風の影響を受けて多量の降雪をみる特殊な積雪地帯にある。このために、林業においては雪害による林木の直接的被害に加えて林道及び諸作業施設等の被害はまことに甚大なものがあり、これが林業の発展を阻害している大きな要因となっている。しかもこのような被害は慢性的に年々発生し、その損額は調査統計によると、森林総資産額に対し年平均六パーセント以上にも達するといわれている。このような悪条件下にあって、雪国の林業関係諸団体は従来これを主として租税対策面において取りあげ、他の林業地帯との均衡化を求めてとして、過去十数年にわたりその筋へ陳情請願等の運動を続けてきたが、雪害の性質からその実情を計数的に掌握する有力な資料の確保が困難な事情もあって、こんにちに至ってもほとんど未解決のままとなっている。また財政、金融政策の上においても特別な措置も受けていない。たまたま先の通常国会において

て豪雪地帯特別措置法の成立をみるに至ったことは、積雪地帯全住民とともに林業関係者の最もよきこびにたえないところである。この機会にあたり、この法律が今後その目的を達成するために、（一）積雪地帯林業経営の向上策、（二）林業金融の融資わくの拡大と貸付条件の緩和、（三）山林課税上の特別措置、（四）林道網の整備拡充対策等、関連する具体的措置が早急に講ぜられるよう善処せられたいとの請願。